

日本遺族会の変遷  
『日本遺族通信』をとおして

学籍番号 1201 2010

氏名 房前沙織

指導教授 立木茂雄

日本遺族会の変遷  
『日本遺族通信』をとおして

学籍番号 2010 番 房前沙織

はじめに

第 1 章 日本遺族会のあゆみ

第 1 節 誕生と発展

第 2 節 転換期

第 3 節 靖国国家護持と公式参拝

第 2 章 『日本遺族通信』の記事内容分析

第 1 節 『日本遺族通信』について

第 2 節 期間について

第 3 節 分析方法について

第 4 節 記事内容の分類について

「遺族の処遇改善」

「遺族の体験談」

「靖国神社と、その国家護持」

「天皇および皇族」

「戦没者をしのぶ」

「戦争観」

「安全保障、自衛隊に関して」

「戦没者の死の意味づけと遺族の立場」

「日本人の精神」

「社会貢献」

「政治と選挙」

「国際政治」

「組織の運営に関すること」

「その他」

「会に対する批判」

第 3 章 考察 記事内容の変化を見る

第1節 全体の傾向

第2節 第1号～100号

第3節 第101号～200号

第4節 第201号～300号

第4章 考察 遺族会は戦争とどう向き合うのか

第1節 戦没者の死とどのように接するのか

第2節 戦争観をめぐって

第3節 戦没者の死は何をもたらしたのか

第5章 まとめ

おわりに

引用文献 参考文献 参考ウェブサイト

## はじめに

わたしの祖父母は戦没者遺族であり、大阪府遺族会の会員である<sup>1</sup>。現在、多くの人にとって「遺族会」(日本遺族会)はどのような存在として認識されているだろうか。おそらく、右派政治家と結びつきの強い政治団体としてのイメージや、総理大臣の靖国神社参拝を強固に求める圧力団体としてのイメージを浮かべる人が多いのではないだろうか。わたし自身も、「遺族会」と聞いてまず思い浮かぶのは靖国神社のことである。わたしが幼いころから、祖父母は毎年のように靖国神社参拝旅行に出かけていたし、「総理大臣が靖国神社に参るのは当然のこと」などと頻繁に言うのを耳にしていたからである。

なぜ遺族会は、そんなにも総理大臣の靖国神社参拝を求めていかなければならないのだろうか、というのが、いちばん最初にわたしが遺族会に対して抱いた疑問であった。遺族会はいつからそのような活動を始めたのだろうか、そしてそれ以前は何を求め、どのような活動をしていたのだろうか……。このような疑問は次から次へと湧いてくる。この論文では、財団法人日本遺族会の思想および活動の変遷について、時代を追って見ていきたいと思う。

第1章では、日本遺族会の歴史をふりかえり、どのような活動が展開され、それが社会

や政治の場で、どのように受け止められてきたのか、ということについて述べたい。

第2章では、日本遺族会の機関紙である『日本遺族通信』を用いて、日本遺族会の思想の変遷を探りたい。機関紙は組織が広報や連絡のために発行するものであり、そこには会の方針や会員の意見が映し出される。機関紙の記事内容を整理・分類し、数値化することで遺族会の変容を目で見える形で表したいと思う。

第3章では、2章で行う『日本遺族通信』の記事内容分析により得られた結果について、第1章で述べた時代背景に沿って考察を加えたい。

第4章では、「戦没者をしのぶ」、「戦没者の死の意味づけ」、「戦争観」の3つの項目に焦点を当て、遺族が戦争体験や大切な家族の死をどのようにとらえ、乗り越えてきたのかということについて考察していきたいと思う。

最後に第5章で、全体のまとめを行う。

## 第1章 日本遺族会のあゆみ

本章では、財団法人日本遺族会の誕生・発展・運動の転換について述べるが、その前に、日本遺族会について簡単に説明しておく。財団法人日本遺族会（以下、日本遺族会とのみ記す）は、第2次大戦中<sup>2</sup>軍人・軍属の戦没者遺族を会員にもつ組織である。しかし、すべての遺族が会に所属しているのではないし、唯一の遺族団体でもない。1978年に日本遺族会が自ら調査した組織状況によると、遺族世帯185万世帯のうち、会費を納入している（つまり会員である）のは104万世帯であるという（戦史刊行会編，1984）。また、現在では「平和遺族会全国連絡会」のように、日本遺族会とは異なる考えを持ち、活動している遺族団体も多数存在している。

それでも日本遺族会は遺族団体としては「別格」である。なぜなら、最大の遺族団体であり、厚生労働省が遺族援護行政の窓口としているのは、数多くある遺族団体の中から、日本遺族会だけなのである。つまり、日本遺族会は、厚生労働省が援護行政の対象とする唯一の遺族団体とみなされているのである（田中伸尚，1995）。

また、日本遺族会はしばしば「圧力団体」と表現されることがある。政権政党に直接働きかけを行い、選挙となると組織を生かして、集票活動を行い、政権政党の議員を当選さ

せることで、政治家との間に強固なパイプをもっている。ちなみに現在の日本遺族会会長は、自民党衆議院議員の古賀 誠（福岡県遺族連合会会長）である。日本遺族会がどのような経緯を経て、現在のような組織へと発展していったのかを、以下の部分で見ていきたいと思う。

## 第1節 誕生と発展

日本遺族会の前身である、日本遺族厚生連盟は、1947年（昭和22年）11月に創設された。日本遺族厚生連盟が誕生した背景には、敗戦後の戦没者遺族の経済的困窮があった。

それまで軍人・軍属の家族や遺族たちは、軍人恩給や扶助料の支給など、国から手厚い保護を受けていた。しかし、敗戦後に始まった連合軍の支配によって、軍人恩給制度は軍国主義を助長するものとみなされ、1946年2月、打ち切られることとなった。戦争未亡人など、多くの遺族の生活は逼迫し、苦境に陥った。もちろん、すべての遺族が生活に困っていたのではないし、戦後日本は国民全体が貧しかったのではあるが、一家の稼ぎ手を失った遺族家庭の生活は大きな打撃を受けていた。

そのような状況下において、遺族どうしが結束することで、苦境を乗り越えていこうという機運が次第に高まっていった。やがて、各地方（都道府県）に遺族団体が設立され始めた。こうした経緯をへて、各地方の遺族会の全国組織として日本遺族厚生連盟は結成された。

理事長（後に会長制に変更される）には元貴族院議員で、静岡県遺族会会長の長島銀蔵が選出された。本部事務所は神奈川県厚生連盟に設置されたが、連絡所は靖国神社内に置かれた。このことから、設立当初から日本遺族厚生連盟は靖国神社と深いつながりにあったことをうかがい知ることができる。

靖国神社は、1869年に戊辰戦争以降の戦没者を祀るために設立された東京招魂社を前身にしている。1879年より、靖国神社と改称され、国事に従事し、戦没した人々を祭神として祀ってきた。その役割は国家神道の中心を担うことであり、別格官幣社という特別な地位を付与されていた。しかし、戦後の連合軍占領下では、「国家神道の軍事的側面を担ってきた」（菱木，1998）とみなされ、その活動には厳しい監視の目が向けられた。また、いわゆる「神道指令」（国家神道に対する政府の保証、支援、保全、監督並びに弘布の廃止）により、国家との特別な関係を絶たれた。

日本遺族会はこの当時のことについて、「戦没者遺族は大きな精神的拠りどころを失っ

た」(日本遺族会, 1962)と記している。戦没者を神として祀る靖国神社の存在は、遺族にとっては大きな慰めであった。

しかしこの当時の活動は、靖国神社の地位向上よりも、政治家等に陳情を行い、遺族援護のための法案を成立させること、遺族の生活苦を改善することに主眼が置かれていた。1949年には衆議院で「遺族援護に関する決議」、参議院では「未亡人並びに戦没者遺族の福祉に関する決議」が採択されるなど、国の援護対策を引き出すことに成功した。

1950年には会長の長島自ら参議院選挙に出馬し、当選を果たしている。長島の当選によって、多くの政治家たちに、日本遺族厚生連盟が選挙で強い力を発揮する組織力を有していることを認識させた。サンフランシスコ講和会議後の1952年には、「戦傷病者戦没者遺族等援護法」が公布され、遺族年金や弔慰金の支給が行われた。しかし、遺族側は弔慰金の増額を求め、座り込みを行うなどした。遺族会の活動は次第に社会的影響力を増していくことになる。翌年には恩給改正法が公布され、日本遺族厚生連盟は、敗戦によって途絶えた公務扶助料復活の道筋を形作ることに成功したのである。

## 第2節 転換期

日本遺族厚生連盟の運動が進展していく中、1953年(昭和28年)3月、財団法人日本遺族会が設立された<sup>3</sup>。日本遺族厚生連盟が財団法人格の日本遺族会へと発展する契機となったのは、「九段会館の無償貸付」であったという(田中伸尚, 1995)。

九段会館は、1934年に昭和天皇の「大礼」(即位礼・大嘗祭)を記念して建設された、軍人会館である。宿泊施設、集会所、結婚式場、レストランなどがあり、軍人らが利用していた。敗戦後、軍人会館は国が没収し、国有財産となっていたが、1950年12月に売却が公示された。日本遺族厚生連盟は軍人会館の払い下げを望んだが、法人格のない団体には払い下げの資格がなかった。そこで、日本遺族厚生連盟は法人格の取得を進め、財団法人設立認可を申請したのである(田中伸尚, 1995)。日本遺族厚生連盟は財団法人日本遺族会となり、軍人会館は、固定資産税等の負担が大きい払い下げではなく、無償貸し付という形で日本遺族会に譲り渡されることとなった。日本遺族会は、軍人会館を九段会館と名を改め、ここに本部事務所を置いた。また、九段会館は食堂、宿泊施設、結婚式場として日本遺族会が運営を開始することになる。

日本遺族厚生連盟から日本遺族会となり、次第に組織の性質に変化が見え始める。1953年(昭和28年)10月に開かれた日本遺族会の評議員会で、日本遺族会の「寄付行為」(規

約のこと)が改正された。ここにその変化の内容を示そう。日本遺族会設立当時に定められた「寄付行為」の冒頭は次のようになっている。「第一章 名称 第一条 この会は財団法人日本遺族会という 第二章 目的と事業 第二条 この会は戦没者遺族の福祉の増進、慰籍救済の道を開くと共に、道義の昂揚、品性の涵養に努め、平和日本の建設に貢献することを目的とする…」(『日本遺族通信』 第45・46号)。これが改正後には、「…第二条 この会は英霊の顕彰、戦没者遺族の福祉の増進、慰籍救済の道を開くと共に、道義の昂揚、品性の涵養に努め、平和日本の建設に貢献することを目的とする…」(『日本遺族通信』第51号)となっている。

目的と事業のいちばん前に「英霊の顕彰」という文言が加えられたのである。「英霊の顕彰」とは、「戦没者である軍人・軍属を国家の難局に身をささげた尊い犠牲者であるとたたえ、彼らを靖国神社に合祀し、国家の手で慰霊する」(田中伸尚, 1995)ということである。日本遺族会は、「英霊の顕彰」を前面に出し始め、次第に現在の姿を想起させるような組織へと変容していった。

### 第3節 靖国国家護持と公式参拝

1956年(昭和31年)1月に開催された、日本遺族会主催の第8回全国戦没者遺族大会において、「靖国神社・護国神社は、国又は地方自治体で護持すること」が決議された。この大会以降、遺族会は靖国神社の国家護持を求めて運動を繰り広げていくことになる。多くの遺族が、日本遺族厚生連盟の発足当初に必要としていた経済的支援は、遺族援護法(1952年4月公布)の制定や軍人恩給の復活(1953年8月)によって果たされつつあった。この頃から遺族会は、新たな運動目標として靖国神社の地位向上を目指していくことになったのである。

靖国神社を国で管理することを求める「靖国法案」は、1969年に初めて国会に提出された。しかし、結局廃案となった。その後も1975年までに全部で5度提出されたが、すべて廃案となった。神社という特定の宗教法人を国家が管理するということには、政教分離の原則に反するではないかという嫌疑が常に付きまとう。また、他の宗教団体の大きな反発を招いた。市民団体などからは、戦前の国家神道や、軍国主義の復活につながるという批判を浴びることになった。

靖国神社の国家護持を法制化することはかなわなかった。それならば、ということで、日本遺族会は新機軸を見出していく。現在も続く、「首相の靖国参拝」を求める路線である。

国家護持は断念するが、天皇や首相、外国使節、自衛隊員などの靖国参拝を推し進めようと、日本遺族会は関係機関に働きかけた。

国家の主たる首相が靖国神社に公人の立場として参拝するということは、国がその宗教施設に特別な配慮・関心を抱いていることを広く示すこととなり、それは結果的に国家護持の法制化に近い効果を示すこととなる。それだけ総理大臣の社会的・政治的影響は強い。首相の公式参拝が定着したところで、再び靖国法案の成立を目指そうという向きもあったようである。

しかし、結果からいえばこの試みも成功しなかった。特に、1979年4月にA級戦犯14名が靖国神社に合祀されていることが発覚したのが大きく影響した。戦争犯罪人であるA級戦犯がまつられている靖国神社に、首相が参拝するということになると、日本の侵略戦争で大きな被害を受けたアジア諸国の反発は免れない。1985年8月15日中曽根首相は靖国神社に公式参拝した。この参拝は国内外からの強い批判にさらされ、総理大臣の公式参拝はこれ以降行われていない。現在もまた、小泉首相の靖国神社参拝をめぐる、中国や韓国との政治摩擦が引き起こされているのは周知の通りである。

## 第2章 『日本遺族通信』の記事内容分析

本章では、日本遺族会の思想の移り変わりを調べるため、日本遺族会の機関紙である『日本遺族通信』の記事内容の分析を行う。『日本遺族通信』について簡単に述べた後、分析方法の概要を述べる。

### 第1節 『日本遺族通信』について

日本遺族会の機関紙である『日本遺族通信』は、月刊、タブロイド版2ページ<sup>4</sup>の新聞である。1949年(昭和24年)2月、日本遺族会の前身組織である、日本遺族厚生連盟のもとで創刊された。創刊当時は『日本遺族通信』ではなく、『日本遺族構成連盟会報』という名称であったが、1年後の1950年3月発刊の第9号より現在の『日本遺族通信』に改題された。

月刊紙とはいえ、創刊間もないころは隔月の刊行のことがあり、刊行日もまちまちであったが、現在では毎月15日に刊行されている。また、購読の申し込みは、各支部を通じて



行うこととなっているようである。

遺族会の会員のうち、どのくらいの人が『日本遺族通信』を購読しているのかを、示すようなデータは得られなかった。したがって、『日本遺族通信』が一般会員の間にもどの程度浸透しているのかは不明である。しかし、『日本遺族通信』は日本遺族会の唯一の会報であり、会の活動内容や行動方針がはっきりと示されている。また、一般会員からの投稿などもあり、外部の人間からはうかがい知ることのできない日本遺族会の実像に迫ることができる。

## 第2節 期間について

『日本遺族通信』は、現在まで600号あまりが発刊されているが、今回の分析に用いるのは、第1号(昭和24年2月10日)から第300号(昭和51年1月15日)までである。全体の半数に満たない量であり、研究の目的からすると、少なすぎるという観は否めない。本来であれば、近年のものについても分析し、創刊当初のものと比較することが望ましいと考えられる。しかしながら、『日本遺族通信』は一般に入手・閲覧等が困難であり、近年刊行されたものについては、資料の収集が思うように進まなかった。また、次節で述べるように、分析に多大な時間を要するため、今回の分析では、日本遺族会の活動初期から中期に焦点を当ていきたいと考える。

## 第3節 記事の分類方法について

記事を分類する方法として、KJ法を用いた。手順は以下のとおりである。

『日本遺族通信』のすべての記事1つずつについて、趣旨をまとめ、趣旨1つを1枚ずつ小さなカードに書き込んでいく。この段階を「カードづくり」という。カードづくりが終わったら、次にそのカードの、内容の近いものどうしをまとめる「グループ分け」を行い、小グループを作る。各小グループには、カードの内容を反映した「タイトル」をつける。次はタイトルの内容の近いものどうしで「グループ分け」を行い、中グループをつくる。できたグループには、さらに「タイトル」をつけ、またより大きなグループに組み立てていく。この作業を10号ごとに行った。

今回は最終的にカードを15の大グループに分類した(表1)。また、記事内容の変化がわかるようにするため、各グループの記事の数を大グループごとに集計し、100号ごとにグラフを作成した(図1~図3)。

この方法には、記事の面積（紙面に占める割合）は反映されないという短所がある。つまり、扱いの大きな記事も、小さな記事も同様に1つとして数えるため、記事の重要度や注目度は考慮に入らない。また、1つの記事で、複数の意見を述べているようなものについては扱いに苦慮することになる。以上のことから、新聞記事の内容を分析するのに、KJ法が最適の方法であるとは言い切れないが、KJ法を用いることで、記事内容の変化を目で見える数値という形でとらえることが可能になる。

#### 第4節 記事内容の分類について

記事は以下の15の大グループにまとめられている。

##### 「遺族の処遇改善」

遺族に対する恩給、扶助料の支給といった、処遇の改善に関係する記事グループである。これをさらに4つの中グループに分類できる。

-1「遺族年金・恩給・扶助料の支給に関して」では、処遇改善にいたるまでの経緯遺族会の運動、また支給に際しての注意点や、読者から寄せられた相談に答える記事等が含まれる。

-2「遺族の困窮」では、遺族の生活がいかに厳しいものであり、援護を必要としているのだということが語られる。

-3「国家補償」では、国家は戦没者の死に対して償いをすべきだという立場から、単なる金銭的支援にとどまらない、「国家補償」を要求する意見の集まりである。

-4「その他」は、寄付や募金などによる遺族支援に関する記事のグループである。

##### 「遺族の体験談」

これは読者からの投稿が中心で、遺族の体験話をつづったものである。遺族、とくに遺児の家庭が就職などで差別を受けた話や、未亡人の苦勞体験などが主である。

##### 「靖国神社と、その国家護持」

靖国神社と、靖国神社を国家が管理することを求める運動に関する記事のグループである。6つの中グループに分かれる。

-1「靖国神社の行事・参拝に関するもの」は、靖国神社、もしくは護国神社で行われる年間行事についての告知と、靖国神社を参拝した人物・団体の紹介、その他靖国神社に

関するエピソードについて述べたものから成っている。

-2「靖国神社の国家護持を求める」は、靖国神社の国家護持を求める運動や英霊の顕彰を求める意見の記事グループである。

-3「靖国神社の不当評価に対する抗議」は、靖国神社や、靖国神社の国家護持を目指す日本遺族会に対して、批判的な言動を行っている団体への抗議・批判に関する記事から成っている。

-4「靖国法案をめぐる動き」は、靖国神社の国家護持を目指す中で、国会に提出された一連の「靖国法案」の国会審議経過や今後の見通しについて述べたものである。

-5「靖国神社の憲法解釈について」は、靖国神社は宗教施設であるか否か、という点から始まり、靖国神社の国家護持が憲法違反に当たるのかということについて述べられた記事グループである。そのほとんどが、靖国神社は宗教施設ではない、という日本遺族会の主張を裏付ける内容のものである。

-6「靖国参拝を求める」は、国賓や総理大臣の靖国参拝に関する記事と、それらの実現を目指していこうという意見の記事をまとめたものである。

#### 「天皇および皇族」

これは天皇あるいは皇族について述べられた記事の集まりである。天皇制についての言及はわずかであり、大半は、天皇が靖国神社に参拝した、あるいは、政府追悼式典に参加した、などの天皇に関する出来事を述べたものとなっている。

#### 「戦没者をしのぶ」

戦没者に対する追悼行事や、慰霊のための活動（靖国神社に係るものは除く）、戦没者の記録を残そうとする活動等に関する記事を「戦没者をしのぶ」というタイトルでまとめた4つの中グループに分けられる。

-1「追悼式・慰霊祭」は、戦没者の追悼式典や慰霊祭について述べられた記事の集まりである。慰霊祭・追悼式は神式に限らず、仏式のものもあった。

-2「慰霊碑等の建立とその管理」は、戦没者の冥福を祈って建てられた慰霊碑・慰霊塔、あるいは慰霊公園などの建設に関する記事のグループである。

-3「遺骨・遺品収集と戦跡訪問」は、外国に放置された戦没者の遺骨や遺品の回収事業や、戦跡をめぐる旅、慰霊の旅等について述べられた記事のグループである。

-4「戦没者の記録」は、遺書や遺稿集など戦没者に関する記録集等の刊行や戦史展の開催といった、戦没者の記録に関する記事の集まりである。記録することの意味は、戦没者の生きた証を残すためだと考えられるし、さらに、後世に戦争の実態を伝えていくということでもある。

#### 「戦争観」

「戦争観」は、戦争についてどのように考えているか、ということについて述べられた記事をまとめたものである。「戦争否定」と「戦争肯定」の2つのグループから成る。

-1「戦争否定」は文字通り、戦争について否定的な見方をする意見の記事グループである。太平洋戦争を否定する意見、あらゆる戦争に反対する意見、また、「平和」を望む意見もここにまとめている。

-2「戦争肯定」は戦争について、どちらかという肯定的な見方をする意見グループである。過去の戦争について、積極的に肯定するというよりは、「太平洋戦争を見直そう」「満州国建国は侵略行為ではない」など、正しかったとは言い切れないが、否定はしない、という程度の言及にとどまっているものがほとんどである。

#### 「安全保障、自衛隊に関して」

これは、日本の安全保障をめぐる問題や、自衛隊についての言及をまとめたものである。すべての記事が安全保障を推進すべきという論調で固まっている。

#### 「戦没者の死の意味づけと遺族の立場」

「戦没者の死の意味づけと遺族の立場」は、戦没者の死を、どのようなものとして認識しているのかについて述べたものである。4つのグループに分けられる。

-1「戦没者批判に対する憤り」は、戦後に沸き起こった戦没者批判（戦没者は軍国主義に加担したと見る風潮）に対する憤懣と、とまどいについて述べた意見の集まりである。

-2「戦没者は行きたくもない戦争のために死んだ」は、「戦没者は戦争に行きたくていったわけではなく、無理に行かされて死んだ被害者なのだ」という論理に基づく意見の記事グループである。

-3「戦没者の死は尊い」は、「戦没者の尊い犠牲があったからこそ、今日の平和があるのだ」や、「戦没者は国を守るために犠牲となったのだ」、「戦没者の死を誇りに思う」など、

いずれも戦没者を「犠牲者」として認識し、戦没者の死を尊いもの、価値あるものとしてとらえようとする意見の集まりである。

-4「戦没者の死をどのようにとらえてよいかわからない」は、戦没者の死を無謀な戦争に借り出されたまったくの「無駄死」であったと見るのか、それとも祖国を守るための「尊い死」であったと見るべきなのか判断しかねる、という遺児の声に関する記事グループである。

#### 「日本人の精神」

日本人の心や精神に関する言及をまとめたものである。2つの中グループに分けられる。

-1「戦後日本人の精神は低下した」は、戦前の日本人の精神、ふるまい、態度について賞賛し、戦後の社会風潮や教育制度には批判的な見方をするものである。

-2「英霊精神、愛国心、民族としての誇りを大切にしよう」は、英霊（靖国神社に祀られた戦没者の魂）を敬うとともに、戦前に見られたようなナショナリズムや民族としての誇りを取り戻すべきだと訴える。

#### 「社会貢献」

日本遺族会の社会貢献的な活動に関する記事の集まりである。「福祉活動」と「国際交流」の2つから成る。

-1「福祉活動」は、寄付など災害支援活動や、慈善事業に関するものである。また、「福祉国家をめざす」など、日本遺族会として福祉活動を活動の中心に据えていこうという、決意表明等もあった。

-2「国際交流」は、他国の遺族との交流や、国際会議への出席といった、日本遺族会の海外での活動についての記事である。国際交流には、他国民との友好を図ったり、日本の国家としての印象を高めたりする側面があると考えられるので、「社会貢献」の中に含めた。

#### 「政治と選挙」

日本遺族会の政治活動と政治に対する考えに関する記事の集まりである。3つの中グループから成る。

-1「与党（自民党）への支援、要望」は、選挙応援、与党（自民党）政治家の紹介や

あいさつ、政府与党に対する要望といった記事をまとめたものである。

-2「社会主義・共産主義勢力に対する警戒・批判」は、社会党や共産党、中国政府など、社会主義や共産勢力を掲げる勢力に対する喚起を促したり、批判したりする内容の記事グループである。学生運動批判等もこれに含めた。

-3「その他」は、政治について述べた記事の中でも、政治的志向があまり感じられない、中立的な立場で書かれているものの集まりである。

#### 「国際政治」

国外の政治問題について述べられている記事の集まりである。「領土問題」に関するものと、その他の「国外政治」に関するものの2つから成っている。

-1「領土問題の解決を求める」は、沖縄や北方領土などの本土復帰を求め、運動の展開を呼びかけるものである。

-2「国外政治」は、国際情勢の推移についての言及をまとめたものである。

#### 「組織の運営に関すること」

日本遺族会の組織運営に関する記事をまとめた。7つの中グループから成る。

-1「予算・財政」は、会の予算および財政状況について述べているものである。

-2「活動報告、会の運営に関すること」は、組織の中枢部である評議会など代表者会議の経過報告や決議内容について記している。

-3「行事」は遺族大会など会の行事に関する記事から成っている。

-4「活動をふりかえる」は、過去の活動を振り返る内容のものである。

-5「会報購読」は、『日本遺族通信』の購読に関する情報 購読料の改定や、購読を勧める記事など から成っている。

-6「支部の状況、活動報告」は、各地方におかれた支部の活動状況についての報告記事をまとめたものである。

-7「青年部への期待と活動報告」は、日本遺族会青年部の活動状況の報告を中心としている。青年部は遺児によって形成される組織である。日本遺族会本体は、いずれ会員が高齢化を迎え、組織としては弱体化していく運命にあったので、会を引き継ぐ存在として、青年部に対する期待は大きいものであった。青年部の活動は詳細に報告され、また、青年部に期待を寄せる記事も掲載された。

「その他」

分類が難しい記事グループは、「その他」としておいた。投稿募集、映画・書籍の推薦や批評、職員の募集、九段会館に関する案内などの他に、健康情報など一般的な情報欄が含まれる。

「会に対する批判」

日本遺族会の方針・活動を批判する記事があったので、それらを1つのグループとしてまとめた。処遇改善ばかりを要求する、遺族会の姿勢を批判するものが中心である。

表1 『日本遺族通信』記事内容の分類

大グループ タイトル	中グループタイトル	
遺族の処遇改善	-1 遺族年金・恩給・扶助料の支給に関して	遺族年金、恩給、扶助料などの支給に関するもの
		扶助料などの支給に関わる法律相談
	-2 遺族の困窮	遺族援護の必要性、生活苦を訴えるもの
		遺族と認められる範囲を拡大してほしい(兄弟、再婚した妻など)
		遺児に対する奨学金、育英費についての情報
	-3 国家補償	遺族に対する国家補償を求める意見
		祭祀料の支給を求める意見
	-4 その他	寄付・募金に関する報告
		福祉基金による貸付制度に関する記事
	遺族の体験談	
		さまざまな苦難を乗り越えてきた遺族

		の体験記
		遺族は英霊に恥じない立派な生き方をしなければならない
		遺族は皆遺族会に入るべきだ
		苦労して育ててくれた母に感謝する
靖国神社と、その 国家護持	-1 靖国神社の行事・参拝に関するもの	靖国神社や護国神社の行事・参拝に関するもの
	-2 靖国神社の国家護持を求める	靖国神社の国家護持を求める意見
		靖国神社の国家護持は平和につながる
		英霊顕彰を求める
		戦没者追悼式は靖国神社ですべきだ
	-3 靖国神社の不当評価に対する抗議	英霊と靖国神社への不当評価・冒瀆に対する抗議
	-4 靖国法案をめぐる動き	靖国法案をめぐる動き
	-5 靖国神社の憲法解釈について	靖国神社の国家護持は違憲ではない
		靖国神社は宗教施設ではない
		他宗教団体に対する批判
靖国神社は宗教施設ではあるが、一般的な宗教施設とは性質が異なる		
-6 靖国参拝を求める	国賓に靖国神社参拝を求める	
	首相の靖国神社・護国神社参拝に関する記事	
天皇および皇族		天皇・皇族に関する記事
		天皇は日本民族にとってかけがえのない存在だ
		天皇・皇族の靖国参拝に関する記事
戦没者をしのぶ	-1 追悼式・慰霊祭	千鳥ヶ淵墓苑に関する記事
		戦没者の追悼式・慰霊祭に関する記事



	-2 慰霊碑等の建立とその管理	慰霊碑、慰霊塔、慰霊樹の建設や植樹に関わるもの
		記念館、公園の建設に関するもの
	-3 遺骨・遺品収集と戦跡訪問	遺骨収集、戦跡めぐりの旅に関する記事
		遺品の持ち主探しに関する記事
	-4 戦没者の記録	戦没者の遺書、手紙、遺稿集に関する記事
		戦死したときの状況を知りたい、知らせたい
戦史展の開催に関する記事		
戦争観	-1 戦争否定	平和国家を目指そう
		原水爆に反対する
		憲法9条を堅持すべきだ
		ベトナム戦争に反対する
		戦争は悲惨で空しいものだ
		太平洋戦争は間違っていた
	-2 戦争肯定	太平洋戦争（大東亜戦争）を見直そう
		満州国建国は侵略行為ではない
		日本は無罪である
		戦争の大義名分は立場によって異なる
		非人間的な日本軍のイメージは真実ではない
安全保障、自衛隊 に関して		自分の国は自分で守らなくてはならない
		憲法（9条）改正すべきだ
		安全保障を推進しよう
		防衛庁の職員募集記事
戦没者の死の意味 づけと遺族の立場	-1 戦没者批判に対する憤り	遺族に対する世間の態度が、戦中と戦後で大きく変わった事に対する批判・とま

		どい
		戦争批判と戦没者批判は区別すべき
	-2 戦没者は行きたくもない戦争のために死んだ	遺族は戦争被害者だ
	-3 戦没者の死は尊い	今日の平和は戦没者の尊い犠牲の上にある
		戦没者は祖国を守るために死んだ(たたえる)
		国民はもっと遺族に敬意を払うべきだ
		戦没者に対する叙勲(栄典制度)について
	戦没者を誇りに思う	
-4 戦没者の死をどのようにとらえてよいかわからない	戦没者の死をどのようにとらえるべきか悩む	
日本人の精神	-1 戦後日本人の精神は低下した	戦後教育に対する批判
		戦後日本人の精神的墮落を嘆く意見
		戦後民主主義に対する批判
	-2 英霊精神、愛国心、民族としての誇りを大切にしよう	英霊精神と愛国心を重んじるべきだ
		民族の誇りと自信を失ってはならない
		日本人はすばらしい民族である
		国旗を掲げよう
社会貢献	-1 福祉活動	災害支援に関するもの
		福祉国家を目指そう
		社会奉仕活動について
		慈善事業について
	-2 国際交流	海外視察の報告
		国際会議への参加

		他国の遺族との交流
政治と選挙	-1 与党（自民党）への支援、 要望	選挙（国政選挙）に関する記事
		自民党政治家との折衝
		自民党に対する要望・意見
	-2 社会主義・共産主義勢力に 対する警戒・批判	共産党・共産主義勢力への警戒
		中国など共産主義体制への批判
		野党批判
	-3 その他	民主主義を守る（政治の右傾化・左傾化を警戒）
		国内の政治情勢に関する記事
	国際政治	-1 領土問題の解決を求める
北方領土の返還を求める意見		
-2 国外政治		国外政治
組織の運営に関する こと	-1 予算・財政	予算、財政について
	-2 活動報告、会の運営に関する こと	活動報告、会の運営に関すること
	-3 行事	会の行事について
	-4 活動をふりかえる	今までの活動をふりかえる記事
	-5 会報購読	会報の購読に関して
	-6 支部の状況、活動報告	各支部の状況、活動報告
	-7 青年部への期待と活動報告	青年部の活動に関する記事
		会の弱体化に対する懸念と引継ぎの問題について（青年部に期待する）
その他		資料、投稿の募集
		映画、本などの推薦、批評
		九段会館（旧軍人会館）に関するもの
		職員の募集

会に対する批判	遺族会は、処遇問題だけでなく、もっと大きな目標のために活動すべきだ
	遺族会はこれ以上要求拡大、受給量アップを求めべきではない

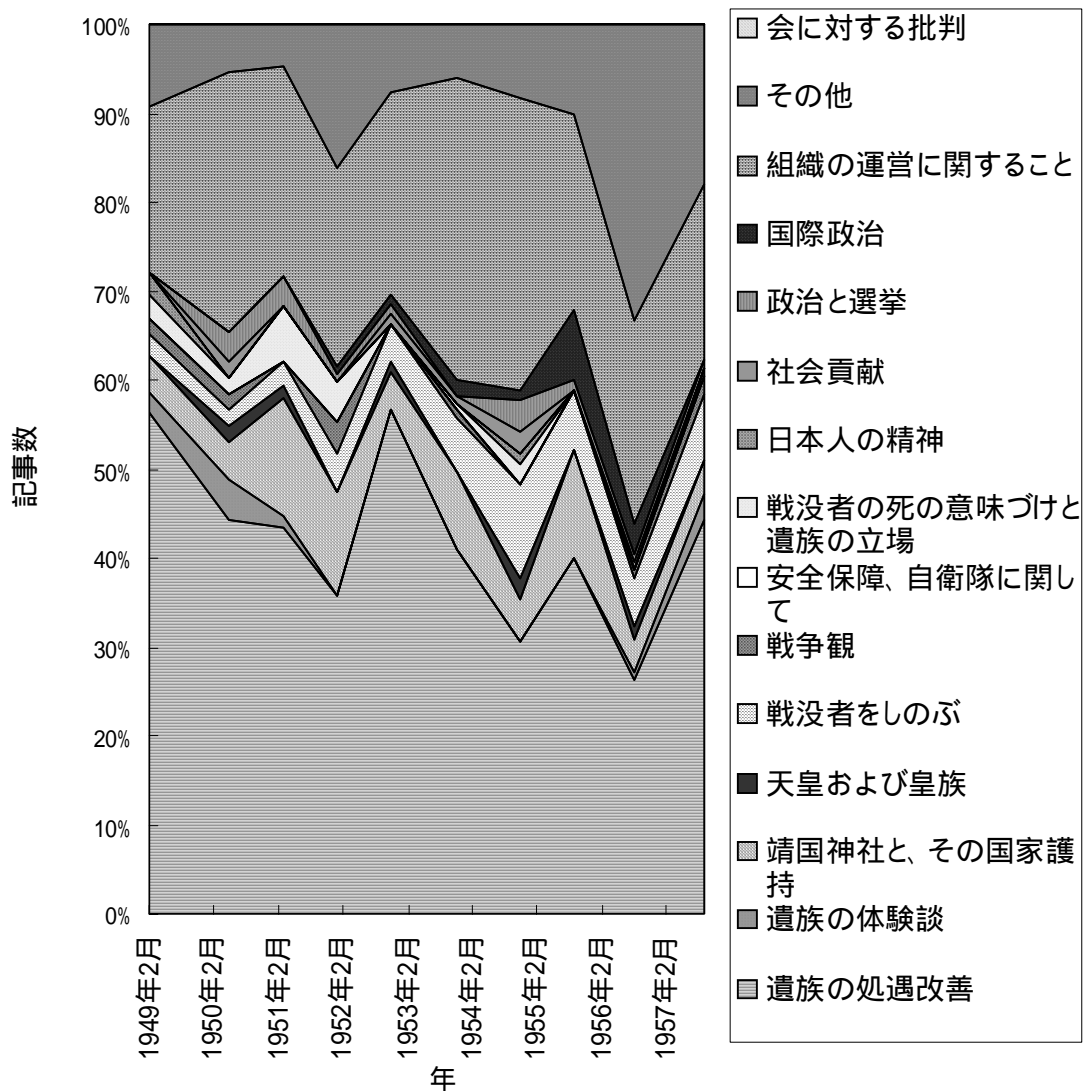


図1 『日本遺族通信』における記事の出現頻度(1～100号)

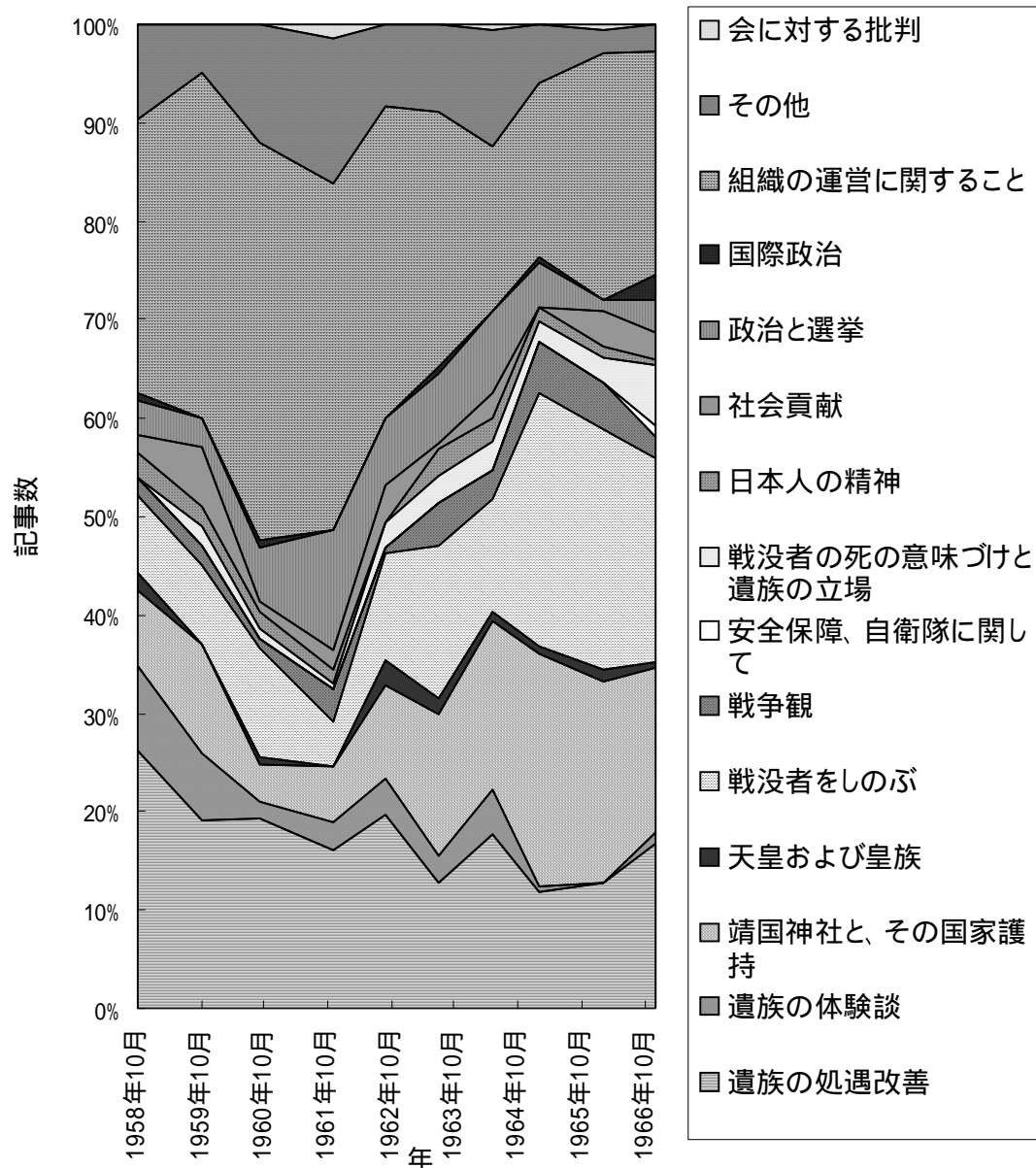


図2 『日本遺族通信』における記事の出現頻度(101～200号)

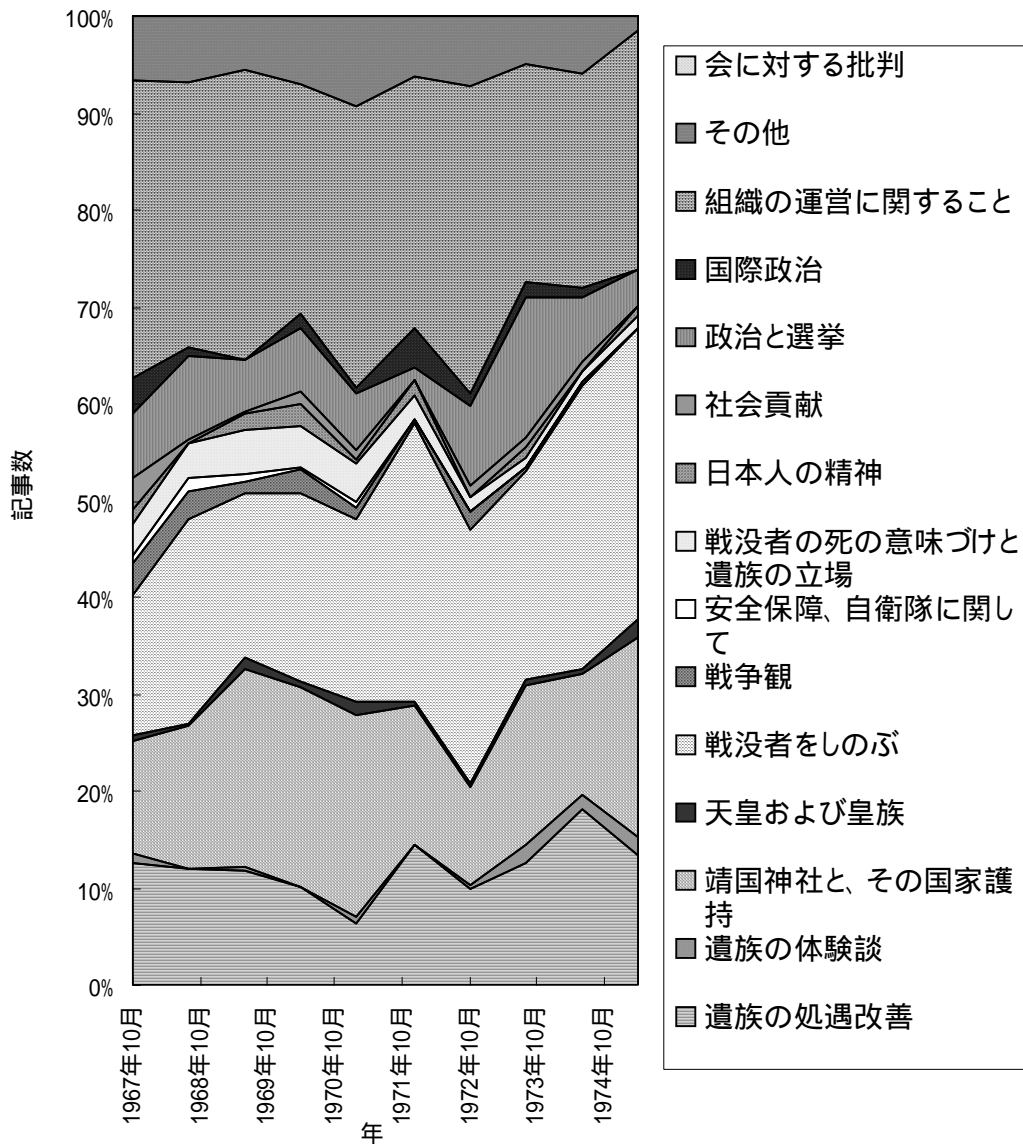


図3 『日本遺族通信』における記事の出現頻度(201～300号)

### 第3章 考察 記事内容の変化を見る

本章では、『日本遺族通信』の記事分析により得られた結果について、時代背景をもとに、記事内容の変化について考察を加える。

#### 第1節 全体の傾向

「遺族の処遇改善」、「靖国神社と、その国家護持」に関する記事、「会の運営に関する

もの、「戦没者をしのぶ」記事が全体を通じて多く見られた。処遇改善と靖国国家護持は、日本遺族会の活動目的の柱であるから、記事の割合が多いのは当然の結果である。「会の運営に関すること」は、組織の活動を会員に知らしめるといふ、機関紙の性格上欠かすことのできない話題であるので、全体を通じて多い。また、活動の転換期に「会の運営に関すること」の記事数が増加するのではないかと予想される。「戦没者をしのぶ」については、想像以上に記事数の割合が多かった。

一方で、「戦争観」や、「戦没者の死の意味づけ」、「日本人の精神」といった内容の記事はわずかしか見られなかった。このような記事は一般会員から寄せられた投書などに多いのであるが、全体の割合で見ると少ないようである。

また、天皇に関する言及も全体を通じて少なかった。日本遺族会は一般的に右翼的なイメージが強いため、天皇に関する記事はかなり多く見られるのではないかと予想していたが、天皇・皇族関係の記事の多くは「天皇陛下が靖国神社に参拝した」、「天皇陛下が全国戦没者追悼式典に出席され、遺族の代表がお言葉を賜った」というような記事が多く、特別に「天皇は国の中心である」、「天皇陛下を敬おう」という記事はほとんど見受けられなかった。

その他、「安全保障、自衛隊に関して」、「社会貢献」に関する記事も少ない。「安全保障」については、現代の「軍隊」である自衛隊についての言及や、戦没者遺族の目から見た戦後の「国防」についての言及が極めて少ない点に着目する。「社会貢献」が少ないのは、日本遺族会が「遺族支援のための団体」の域を脱し、広く社会に貢献する団体にはなり得ていないことの証明である。

また、「会に対する批判」はほとんど見られなかった。会を批判する記事がもともと少ないのか、それとも編集側が採用していないのかは不明だが、このことから、組織としての柔軟性は乏しいことが推測される。

## 第2節 第1号～100号

第1号から第100号が発刊された1949年(昭和24年)2月から1958年(昭和33年)9月までの期間は、日本遺族会の活動の大部分が遺族の処遇改善に向けられた時期である。それを反映する形で、『日本遺族通信』の記事も、恩給の受給再開や扶助料支給といった「処遇改善」に関する記事が、常時30パーセントから50パーセント程度と非常に高い割合を占めている。この時点では、日本遺族会は名実ともに、遺族援護のための組織として機能

していたとことがわかる。一方で、「靖国神社」に関する記事は、他の期間と比較してあまり高い割合を占めていない。1956年の遺族大会で、「靖国神社・護国神社は、国又は地方自治体で護持すること」についての決議がなされていたが、この時点では、靖国神社の国家護持はまだ日本遺族会のメインテーマではなかったのである。

### 第3節 第101号～200号

第101号から200号が発刊されたのは、1958年（昭和33年）10月から1967年（昭和42年）9月までの9年間である。この時期は、遺族の処遇改善問題がひと段落し、日本遺族会は、次の活動目標である「靖国神社の国家護持」に向けた運動が展開し始めた頃である。「処遇改善」に関する記事は、依然として20パーセント程度の割合を保っているが、第1号～100号（図1）と比較すると、減少傾向にあることがわかる。一方で、「靖国神社」に関する記事の割合は徐々に増加して、1964年には「処遇改善」を上回っている。

また、同じ時期に大きく割合を増やしているのが、遺骨収集事業などの「戦没者をしのぶ」内容の記事である。戦後10年余りが経過し、遺族の生活もある程度落ち着きを取り戻しつつあった時代背景の中で、遺族が次に望むことは、戦没者の供養をし、戦死したときの状況を知りたいということであったのだと考えられる。

また、「政治と選挙」、「社会貢献」の割合が1～100号と比較して増加している。組織としての形が整い、さまざまな形に活動の幅を広げていくことが可能になったためと考えられる。「政治と選挙」に関して述べると、処遇改善を求めて行ってきた政治に対する働きかけが、組織の性質として定着したためと考えられる。

### 第4節 第201号～300号

第201号から300号は、1967年（昭和42年）10月から1976年（昭和51年）1月の間に発行された。この時期には、国会で靖国法案の成立を目指して激しい攻防が繰り広げられた。したがって、靖国関連の記事は高い割合を保持している。また、「戦没者をしのぶ」記事が非常に高い割合で推移している。高度成長期にあっては海外に出かけることもそれほど贅沢なことではなくなっていた。多くの遺族が戦跡地めぐりや、巡拝の旅に出かけ、また、戦没者の記録集などが多数刊行された。一方で、処遇改善の記事は10数パーセント程度に減少していることがわかる。扶助料の引き上げなど、処遇改善を求める運動は続



けられていたが、1960年代以降になると処遇改善運動は遺族会の最重要関心事ではなくなっていたことがわかる。

#### 第4章 考察 遺族会は戦争とどう向き合うのか

第3章では、日本遺族会の思想の変遷を、大グループレベルでの記事の出現頻度から見てきた。本章では、視点を変えて、日本遺族会が戦争をどのようにとらえ、戦没者の死と向き合ってきたのかについて探りたいと思う。かけがえのない家族を戦争で失った遺族が、その体験をどのように受け止め、意味づけてきたのか、そして、それが社会にどのような影響をおよぼすのかということは、遺族問題を考える上で非常に興味深いことだと思われる。

具体的な方法として、表1に分類された大グループのうち、「戦没者をしのぶ」、「戦争観」、「戦没者の死の意味づけと遺族の立場」の3つに着目し、それぞれ中グループレベルでの記事内容の変化を見ていく。結果は、変化を視覚的にとらえられるようグラフで表した(図4~図6)。

##### 第1節 戦没者の死とどのように接するのか

1949年から1950年代にかけては、「戦没者をしのぶ」に関する記事が全体的に少ない。その中で目立つのは「追悼式・慰霊祭」である。戦後、遺族が戦没者のためにまず行ったことは慰霊のための儀式であった。戦没者のために行うといっても、死者である戦没者が実際にその行為を受けるのではない。戦没者のことを想い、戦没者の霊を慰めるという行為によって、遺族自身が慰められるのである。したがって、「戦没者をしのぶ」に含まれる4つの行為はすべて、遺族を慰撫するという目的(効果)を含んでいる。

図4を見ると、高度成長期に入る1960年頃から、「遺骨・遺品収集と戦跡地訪問」が増加し、1960年代から1970年代にかけての間は、記事全体の半数以上を占めるほどになっている。中には、外地に放置されている「英霊」の遺骨を何としても祖国につれて帰らねばならない、という「英霊顕彰」と結びついた思想からくるものもあったが、戦没者が最期を迎えた場所を訪れてみたい、戦没者に会いたいなどというように、多くは、純粹に戦没者のことを思う気持ちから、遺骨収集や戦跡巡拝、慰霊の旅などの事業が活発化したと

考えられる。

「戦没者の記録」は1960年代後半から増加し始め、「遺骨・遺品収集と戦跡地訪問」に次ぐ割合を占めるようになってきている。この時代になると、戦没者のことを過去として振り返る余裕が生まれると同時に、戦没者についての何らかの記録を残す必要があると考えられるようになったのではないだろうか。これらの記録は、遺族の心を慰撫するだけでなく、後世に戦争の記憶を伝えるという役割も果たしている。

「慰霊碑等の建立とその管理」は、割合こそ少ないが、ほぼ全体を通して出現している。慰霊碑や慰霊塔は、記録と同様、戦没者の存在を伝える役割を果たしている。記録以上に多くの人の目に触れる機会があることから、遺族以外の人々に戦没者や遺族の存在を知らしめる効果をもつと思われる。

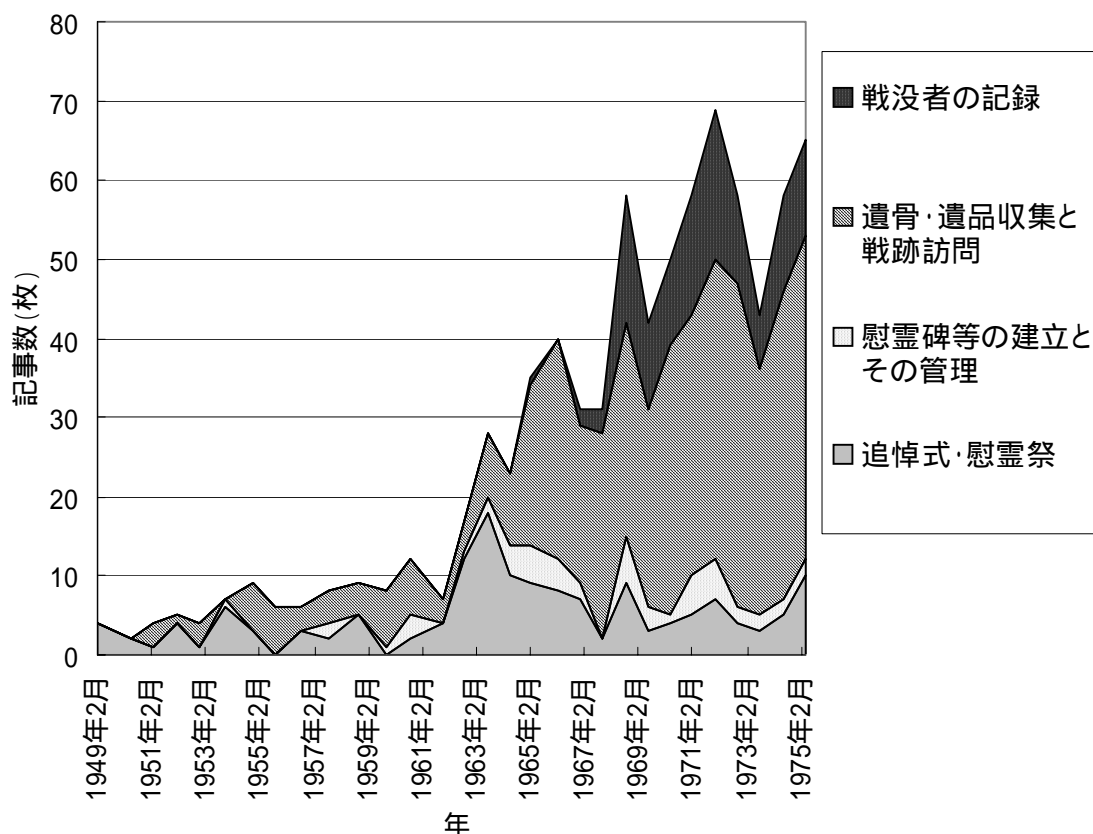


図4 「戦没者をしのぶ」に関する記事の出現頻度(記事数)

## 第2節 戦争観をめぐって

日本遺族会は、総理大臣の靖国参拝を要求する姿勢などから、過去の戦争に対して、肯

定的であるように認識されがちである。しかし、それは真実なのだろうか。

図5を見ると、「戦争観」に関する記事の出現頻度を見ると、1960年までは、「戦争否定」とする記事がほとんどで、「戦争肯定」の記事の数はわずかである。しかし、1960年代に入ると、徐々に「戦争肯定」の立場の記事が増加してくる。しかし、「戦争否定」の記事も1960年代で急増している。その後徐々に減少に転じているが、1969年をのぞいては、「戦争否定」と「戦争肯定」の記事数は同程度であるか、「戦争否定」の方が上回っている。

日本遺族会は、少なくとも表向きには、恒久平和を望む組織となっている。遺族会青年部は「二度と遺児を生み出さないこと」を活動の目標の1つとして掲げている。また、設立当初から、日本遺族会の活動目的には、「平和日本の建設に貢献することを目的とする」という文言が必ず加えられている。

つまり、組織として、あからさまに戦争を肯定するような言説を唱えることは、会の目的に反するため慎む必要があるのである。そう考えてみると、「平和」を標榜する組織にしては、機関紙に「戦争肯定」の記事を多く掲載しているのではないかと考えることもできる。

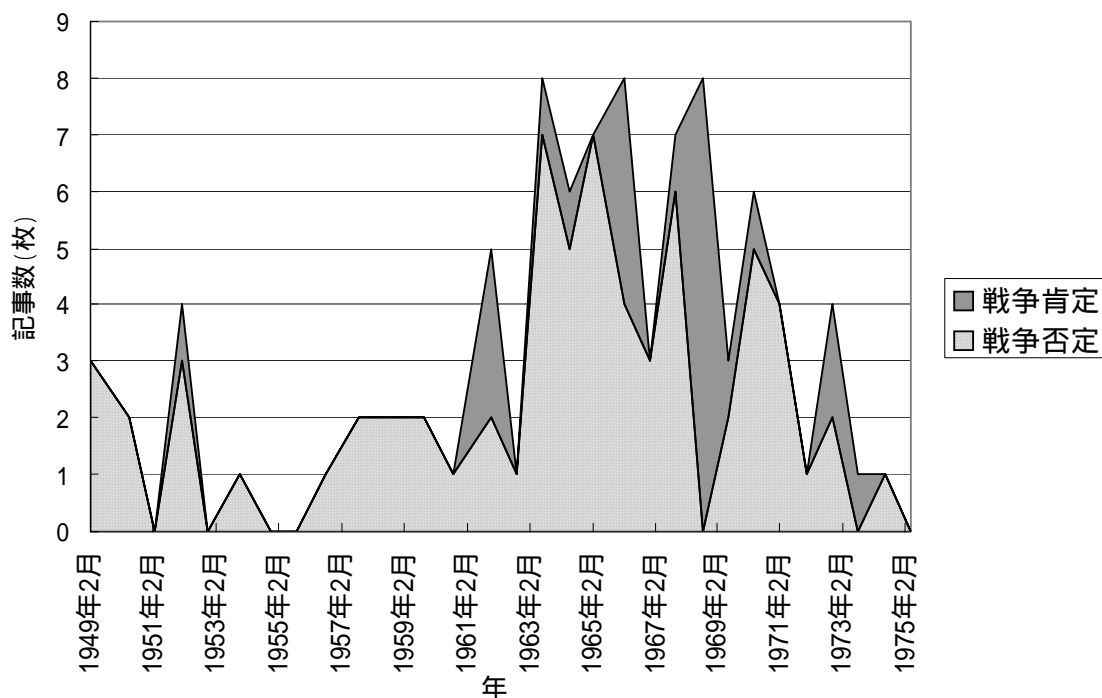


図5 「戦争観」に関する記事の出現頻度(記事数)

### 第3節 戦没者の死は何をもたらしたのか

戦没者の死は、遺族にどのようなものとして意味づけられてきたのか、そして、国家に何をもたらすのかということについて考えてみたい。

図6を見てみると、戦後間もない頃には、「戦没者批判に対する憤り」と、「戦没者は行きたくもない戦争のために死んだ」が主流で、「戦没者の死は尊い」はわずかである。先にも述べたように、戦前政府から厚遇を受け、世間からは尊敬の目で見られていた戦没者とその家族は、戦後の社会の変化によって一転、軍国主義や侵略戦争に荷担した者として、白い目で見られることになった。そのことに対する憤りと、とまどいが多くの遺族の心にあった。また同時に、打ち切られた支援を再開してもらうためにも、遺族は「戦没者は自ら進んで戦争に行ったのではなく、国が行った無謀な戦争で命を落とした被害者なのだ、だから遺族には援護を受ける権利があるのだ」という立場を強調する必要があった。

しかし、「被害者としての戦没者」の立場を強調すればするほど、「無益な戦争に借り出されて死んだ、戦没者の死は無駄であった」、「戦没者は犬死にした」と結論づけることを許してしまうことになる。それではあまりにも死んだ家族に対して申し訳がたたない、戦没者の死はもっと意義深く、崇高なものだったのではないだろうか...? という気持ちが遺族の間でわき起こるのは当然のことだろう。1950年代始めから、「戦没者の尊い犠牲の上に今日の平和がある」と考える、「戦没者の死は尊い」論が増加し始める。「戦没者の死をどのようにとらえてよいかわからない」というとまどいの声のごくわずかに現れた後は、「戦没者の死は尊い」が完全に主流となった。逆に、「戦没者は行きたくもない戦争のために死んだ」という「被害者」としての立場を強調する内容の記事は全く見られなくなった。

現在でも、「戦没者の死は尊い」とする戦没者の死についての見方が、日本遺族会の定見である。また、これは総理大臣の靖国参拝の折にも繰り返し聞かれる言葉であって、日本遺族会の、というよりも政府与党内での共通した「戦没者の死の意味」観である。

しかし、「戦没者の死を尊い」と見なすことは、戦前・戦中の風潮や、強いては、戦争そのものをも肯定し、美化することにつながる。また同時に、戦没者を褒め称え、平和と繁栄をもたらしたと意味づけることは、「国のための死」を求め、国民を戦争に動員する動きへとつながりかねない(田中伸尚, 2002)のである。

本来死には、「尊い」ものも、「無駄」なものもない。死に意味を求めようとする事自体が不毛の行為なのである。しかし残された者は、死者の死に何らかの意味づけをして、

それが自分の人生や社会にどのような影響を与えるのだろうか、ということを考えずにはいられないのである。そして、死者のことを愛しく思えば思うほど、その死には重大な意味があり、自分の人生や社会に大きな影響を及ぼすものなのだと考えずにはいられないだろう。遺族の戦没者の死をすばらしく、意味のあるものだったと考えたいという願いが、「戦没者は尊い」とする見方を生み、ひいては靖国神社の国家護持運動の原動力ともなっていたのではないかと考えられる。

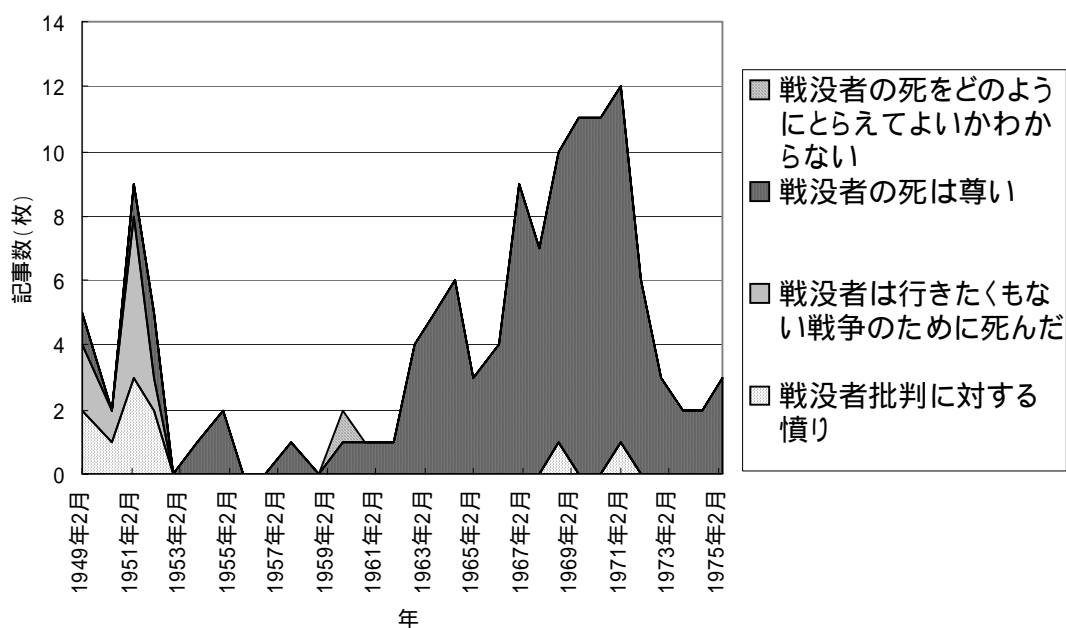


図6 「戦没者の死の意味づけ」に関する記事の出現頻度(記事数)

## 第5章 まとめ

以上、『日本遺族通信』を通して日本遺族会の思想の移り変わりについて見てきた。本章では全体のまとめを行いたい。

日本遺族会は遺族の経済的困窮を背景に誕生し、遺族の処遇改善に向けた取り組みを主な活動内容としてきた。処遇改善がおおむね果たされた1950年代後半から、靖国神社の国家護持を求める運動を開始し、靖国法案の成立を目指した。1970年代なかば、靖国法案の成立が困難になってくると、代替策として総理大臣の靖国公式参拝を求める運動を開始

するようになった。

『日本遺族通信』を通して見てきた、日本遺族会の活動も、「遺族の処遇改善」と「靖国神社と、その国家護持」を中心としてきていることがわかった。しかし、もう1つ柱となる項目がある。それが、「戦没者をしのぶ」というタイトルでまとめた、戦没者に対する慰霊・追悼に関する活動である。政治的運動面がクローズアップされがちであるため、その陰に隠れているが、慰霊・追悼に関する活動は、1960年代以降遺骨収集や慰霊のための旅が盛んになるなど、日本遺族会の活動の一翼を担ってきたのである。戦没者のための慰霊活動は、遺族自身に、気持ちの整理や、満足感といった効果をもたらす。また、これらの活動は戦没者や遺族についての記録を世に残すという、二次的な役割も果たしてきた。

しかし、遺族自身はそのことについてどの程度認識しているのだろうか。戦没者のことを遺族以外の多くの人に知ってもらいたいと願っているのだろうか、それとも言い方は悪いが、単なる「自己満足」の域にとどまっているのだろうか。

「戦史展を開催する」という活動などは、前者に当てはまるのかもしれない。展覧会という一般の人の目に触れる形態をとることで、戦没者の記録をより多くの人と共有することができる。

だが、日本遺族会の組織自体は、遺族以外の人にとって、開かれたものであるとはいえない。日本遺族会の刊行物は、遺族会を通じて販売されており、一般の書店などでは流通していない。いくらすばらしい書物を記したとしても、これでは、多くの人目に触れることはないままである。

日本遺族会は戦没者遺族最大の組織として、戦没者と遺族の記録を一般に広め、共有するための努力を、もっとすべきなのではないだろうか。戦没者の残した遺書などは、非常に資料としての価値もあり、いわば歴史的財産である。「戦没者の尊い犠牲」や、「靖国国家護持」を訴える前に、その貴重な記録を多くの人に伝えていくことが、遺族の責務であるように思う。それが果たされたとき、遺族と戦没者のだけのものであった「戦争体験」が、日本国民の共有財産となり得るのではないだろうか。

おわりに

日本遺族会の機関誌を分析しようと考えたとき、「遺族会の機関誌なのだから、思想的に

がちがちに凝り固まったものなのだろうな」というようなことを想像していた。しかし、ひとたび『日本遺族通信』を開いてみて驚いた。そこには、戦没者の生の声が多く載せられており、深い悲しみや苦しみに満ちていた。思想的に凝り固まっているというよりは、むしろ混沌としていた。

まもなく戦後 60 年目の年を迎える。遺族は遺児も含めて、皆 60 歳以上ということになり、日本遺族会は高齢者主体の団体になる。そうなれば組織は弱体化し、やがては消滅することになるかもしれない。それはつまり、戦没者遺族という存在が消えていくことを意味する。かけがえのない家族を失うという悲惨な体験をし、世界に例のない遺族運動を展開した日本遺族会の記録を、第 3 者的な視点で記すことができないだろうか。そのような思いでこの論文をつづってきた。その思いがどの程度まで果たせたのかはわからないが、遺族のたどってきた道筋を過去のものとして風化させることなく、未来に受け継いでいきたいと思う。

## 注

- <sup>1</sup> 大阪府遺族会のような各都道府県の遺族会は、日本遺族会の支部である（日本遺族会事務局編『日本遺族会の四十年』）。「各都道府県には独立した遺族会が結成され、日本遺族会の支部としての役割も果たしています。市町村にも遺族会は結成されており、各々、さまざまな活動をしています。」（日本遺族会ホームページ）
- <sup>2</sup> 日本遺族会は「大東亜戦争の戦没者」としている。
- <sup>3</sup> 日本遺族厚生連盟は、日本遺族会に引き継ぐ形で、1953 年 6 月に解散した。
- <sup>4</sup> 合併号などの場合を除く。4 ページの時期もあった。また、『日本遺族厚生連盟会報』のころは 8 ページほどであった。

## 参考文献・引用文献

- 日本遺族会編，1976，『日本遺族通信 縮刷版（第 1 号～第 300 号）』日本遺族会．  
日本遺族会編，1990，『日本遺族通信 縮刷版（第 301 号～第 471 号）』日本遺族会．

---

日本遺族会編，1962，『日本遺族会 15 年史』日本遺族会．  
日本遺族会事務局編，1988，『日本遺族会の四十年』日本遺族会．  
戦誌刊行会編，1984，『戦没者遺族の手引き 八十五年版』日本遺族会．  
田中伸尚・田中 宏・波田永美，1995，『遺族と戦後』岩波書店．  
田中伸尚，2002，『靖国の戦後史』岩波書店．  
菱木政晴，1998，『解放の宗教へ』緑風会出版．  
大江志乃夫，1984，『靖国神社』岩波書店．  
小熊英二・上野陽子，2003，『癒し のナショナリズム 草の根保守運動の実証研究』慶  
應義塾大学出版会．

#### ウェブサイト

財団法人日本遺族会 2004「財団法人日本遺族会」  
( <http://www.nippon-izokukai.jp/2004.12.21> )

1 ページ 40 字 × 30 行

総ページ数 31 ページ

400 字詰め原稿用紙 50 枚分に相当